

名古屋市みどりが丘公園条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

名古屋市長 広 沢 一 郎

名古屋市規則第82号

名古屋市みどりが丘公園条例施行細則の一部を改正する規則

名古屋市みどりが丘公園条例施行細則（昭和63年名古屋市規則第74号）の一部を次のように改正する。

第9条の見出しを「（墓地使用者の届出義務）」に改める。

第11条第1項中「以下」を「次条において」に改める。

第20条第1項中「（第10号様式の2）」を「（第11号様式）」に改める。

第21条第1項中「みどりが丘公園行為許可申請書（第11号様式）」を「次に掲げる事項を記載した行為許可申請書」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 申請者の住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名）
- (2) 行為の目的
- (3) 行為の内容
- (4) 行為の期間
- (5) 行為の場所

(6) その他市長が必要と認める事項

第21条第3項中「指定管理者」の次に「。第23条の2において同じ。」を加え、「みどりが丘公園行為許可証（第12号様式）」を「行為許可証」に改める。

第23条中「みどりが丘公園使用料減免申請書（第14号様式）」を「減免申請書」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、市長が特別の理由があると認めた場合は、この限りでない。

第23条の次に次の1条を加える。

（行為許可を受けた者の届出義務）

第23条の2 条例第19条第1項の許可を受けた者（以下「行為許可を受けた者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その旨を速やかに書面により市長に届け出なければならない。ただし、第1号の場合にあっては、承継人が届け出るものとする。

(1) 相続又は法人の合併その他の事由により、行為許可を受けた者の地位を承継した場合

(2) 住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）に異動が生じ、又は氏名（法人にあっては、名称又は代表者氏名）を変更した場合

2 市長は、必要があると認めるときは、前項の規定による届出にそれぞれの事実を証明する書類を添付させることができる。

第11号様式を削り、第10号様式の2を第11号様式とする。

第12号様式を次のように改める。

第12号様式 削除

第14号様式を次のように改める。

第14号様式 削除

附 則

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第11条の改正規定は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の名古屋市みどりが丘公園条例施行細則（以下「旧規則」という。）の規定に基づいて提出されている申請書は、この規則による改正後の名古屋市みどりが丘公園条例施行細則（

以下「新規則」という。)の規定に基づいて提出されたものとみなす。

- 3 この規則の施行の際現に旧規則の規定に基づいて交付されているみどりが丘公園行為許可証は、新規則の規定に基づいて交付された行為許可証とみなす。
- 4 この規則の施行の際現に旧規則の規定に基づいて作成されている用紙は、新規則の規定にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。